

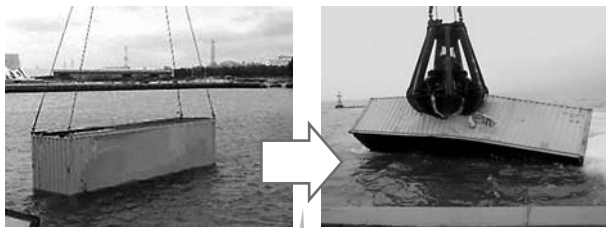
緊急確保航路

東日本大震災の教訓

平成23年3月11日に発生した東日本大震災の際には、道路や航路の「啓開」という言葉が盛んに使われた。「啓開」とは、障害物を取り除いて車両や船舶などを通行可能にすることを指す。東日本大震災の際には、東北の港湾において大量の津波流出物により港内が閉塞したことから、緊急輸送船の入港のために航路上の障害物を除去する「航路啓開」が行われた。

港湾区域内の啓開作業については、従前から、港湾法第55条の3に基づき、港湾管理者が応急公用負担*も行使しつつ迅速に啓開することが可能であった。一方、港湾区域外については、障害物の除去について責任の所在が不明確で、津波流出物が広域に拡散するなど、航行船舶に影響を与えた。

*応急公用負担：非常災害が発生した際に、緊急の危険を防止するため、他人の土地、工作物の一時使用、障害物その他の物件の使用、取用、処分（公用負担）を行うことができる権限（写真1参照）



応急公用負担の適用により、啓開作業を迅速化

写真1 航路啓開作業のイメージ

今後、南海トラフ巨大地震等が発生した場合、特に、三大湾等の水深が浅く、かつ狭隘な湾内では、船舶の交通を確保するため、港湾区域外の一般海域のうち、港湾区域内の航路に接続している水域についても障害物の迅速な除去が必要となる可能性が高い。もし、その責任を有する者がいない場合、港湾機能が長期間麻痺する恐れがある。このように、平時は開発及び保全を必要としない水域についても、非常災害時には、緊急輸送船等の航行のため迅速な啓開が必要な場合がある。

緊急確保航路とは

このような東日本大震災の教訓を踏まえ、港湾法を改正し、前述のような水域について「緊急確保航路」として政令で指定し、非常災害時には応急公用負担も行使しつつ、国土交通大臣が迅速に啓開することができる制度を創設した（図1）。

緊急確保航路は、改正後の港湾法第55条の3の4第1項においては、「非常災害が発生した場合において、港湾区域、開発保全航路及び河川区域以外の水域における船舶の交通を緊急に確保するため必要があるものとして政令でその区域を定めた航路をいう。」と定義されている。

緊急確保航路の指定により、被災地への円滑な支援を確保するとともに、震災が国民生活や産業活動に与える影響を最小限にとどめることができることとなる。なお、具体的な区域については、今後政令で指定する予定である。

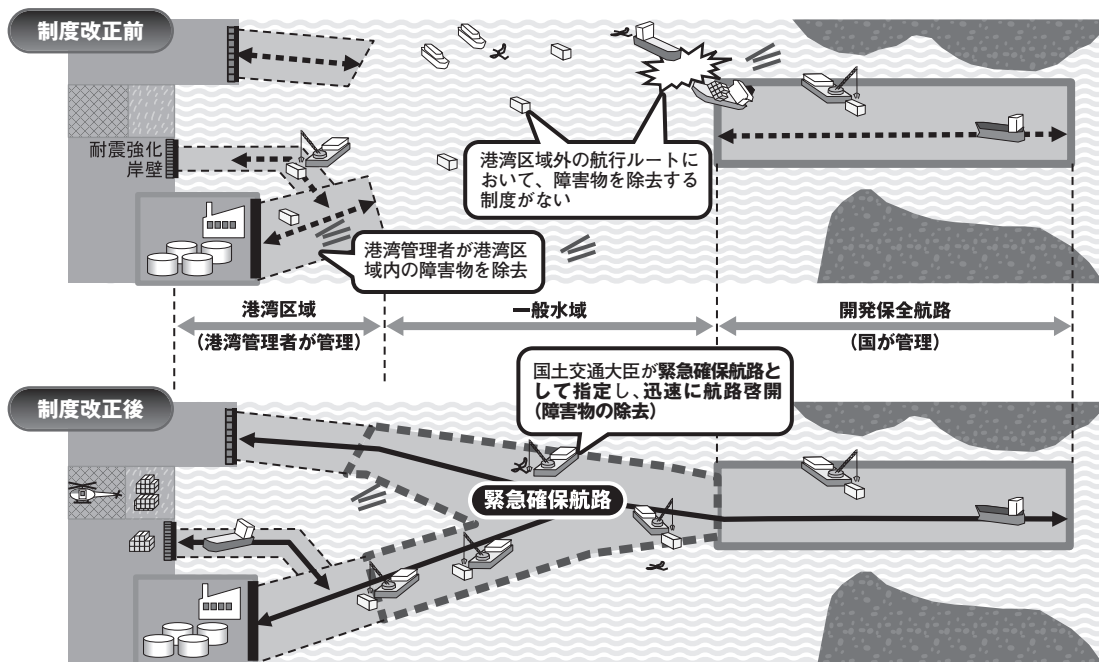


図1 緊急確保航路の指定による効果